

地方税の賦課及び徴収事務における「特定個人情報保護評価」の実施について

1 本件の趣旨

平成 27 年に番号制度が全国的に導入され、各業務分野において個人番号の利用開始までに特定個人情報保護評価書（以下、評価書）の策定、区民意見公募及び第三者点検の実施が法に定められた。これに伴い、戸籍住民課では平成 26 年度中に、税務課では平成 27 年度中に、それぞれ実施したところである。

このたび、関連法令に「5 年経過毎に再実施を行うよう努める」と定められていることに基づき、再実施が求められる戸籍住民課と時期を合わせ、税務課においても、個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、評価書の内容修正、区民意見公募及び第三者点検を再実施する。

2 評価書の内容

- I 基本情報…事務の内容、使用するシステム等の説明
- II 特定個人情報ファイルの概要
…各種情報ファイルの記録項目、特定個人情報の入手・使用方法、特定個人情報の委託事項・提供事項・移転事項等の詳細
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
…II で掲げた項目に対するリスク措置等の対応
- IV その他のリスク対策…自己点検や監査等の対策
- V 開示請求、問合せ…開示請求先、問い合わせ先等
- VI 評価実施手続…区民意見公募や第三者点検の実施日等

3 主な追加項目等

- (1) 寄附金ワンストップ特例制度創設に伴う寄附金申告特例通知書の資料種別等を追加
- (2) eLTAX を経由した地方税共通納税システム開始に伴うシステム項目等を追加
- (3) 軽自動車税から軽自動車税種別割へ改正したことによる名称変更等

4 スケジュール

令和元年 11 月 1 日～30 日	区民意見聴取（パブリックコメント）の実施
令和元年 12 月 1 日～16 日	区民意見を受けて、評価書へ反映
令和元年 12 月 17 日	第三者点検
令和元年 12 月 18 日 ～令和 2 年 1 月 15 日	第三者点検を受けて評価書へ反映
令和 2 年 1 月下旬	区議会へ区民意見聴取・第三者点検結果の報告
令和 2 年 2 月上旬	個人情報保護委員会へ評価書を提出
令和 2 年 2 月中旬	評価書・区民意見公募の回答を公表（広報紙等）

5 パブリックコメント概要

- (1) 公表場所…区の広報紙への掲載(11 月 1 日号)、品川区ホームページ、税務課窓口
- (2) 意見提出方法…郵便、FAX、品川区ホームページ応募フォーム、情報推進課へ持参

6 根拠法令

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 28 条
- ・特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)
- ・特定個人情報保護評価指針(平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号)